こんな手口にご用心!!

気をつけて！悪質商法！

「自分は大丈夫。」が危険です！

不審な勧誘や悪質商法、ゲームの課金やショッピングに関するトラブルが後を絶ちません。また、社会情勢や生活状況の変化に伴い、新たな手口でみなさんの大切な財産を狙っています。

犯罪被害の未然防止や生活の安全に関する相談は・・・

警察安全相談室
☎(058)272-9110
☎#9110【プッシュ回線のみ】
またはお近くの警察署、交番、駐在所へどうぞ

岐阜県警察

解約したいと思ったら・・・

クーリング・オフ制度

訪問販売などで契約書面を受け取った日を含めて**8日**（一部マルチ商法等では**20日**）以内であれば無条件で契約を解除することができます。解約は、書面（内容証明郵便など）で行うことが必要です。

クーリング・オフの効果

- 販売業者は受け取った代金を全額返金。
- 損害賠償金や違約金を請求されても支払う必要なし。
- 商品受領時は、業者の負担で引き取り。

クーリング・オフができない場合

- 車の購入、消耗品（使用した化粧品・健康食品）、生鮮食品、葬儀など
- 3,000円未満の現金取引の場合

など

内容証明郵便の記載例

○○○の契約解除について
　　購入者　○○県○○市○○町○○番地
　　　　　　　　　　　　　山田太郎
私は、令和○○年○○月○○日、貴社セールス
マン○○氏の訪問（電話勧誘）を受け、自宅
において貴社の商品（○○○）○○個を購入
する契約をしましたが、この契約を解除しま
す。
よって右記商品の速やかな引き取りと、支
払った代金○○○○○円の返金を請求します。
令和○○年○○月○○日
　　　　　右　山田太郎　㊞
○○県○○市○○町○○番地
株式会社○○○商事
代表取締役　○　○　○　○　様

消費者ホットライン ☎188（「188泣き寝入り！」と覚えてね）
地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口が案内されます。

岐阜県の相談窓口・お問い合わせ先
岐阜県県民生活相談センター 岐阜市薮田南5-14-53
☎(058)277-1003

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう「身分と用件」
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

岐阜県警察防犯アプリ

岐阜県警では、より幅広い層の県民の皆さまに情報を一元的に伝達するため、防犯アプリでの情報発信を行っています。
悪質商法の発生や、新しい手口等をタイムリーに発信していますので、ぜひ、インストールをお願いします！
右記QRコード又はアップルストア、グーグルストアからインストールしてください。

QRコード
iOS
Android

岐阜県警察